

外貨建有価証券等の換算と処理

企業会計ナビチーム 公認会計士 久保慎悟



▶ Shingo Kubo

大手食品製造業（IFRS）の監査業務、大手投資会社（IFRS）などにおける連結決算支援に従事しつつ、法人ウェブサイト（企業会計ナビ）での記事執筆、セミナー講師、書籍の執筆、雑誌への寄稿を行っている。主な著書（共著）に『M&A・組織再編会計で誤りやすいケース35』（中央経済社）などがある。

＜お問い合わせ先＞EY新日本有限責任監査法人 E-mail：shingo.kubo@jp.ey.com

今回は「解説シリーズ『外貨建取引』第3回：外貨建有価証券等の換算と処理」の一部を編集し、紹介します。

把握することが重要となります。

本稿では、外貨建有価証券等の決算時のポイントを整理します。なお、ヘッジ会計に関しては、解説の記載から除いています。

I はじめに

外貨建有価証券は、決算時において保有目的の分類や種類等に基づき異なる換算方法や処理を求められます。このため、それぞれに求められる処理等を適切に

II 外貨建有価証券の換算方法と換算差額の処理

外貨建有価証券の換算方法と換算差額の処理は、保有目的に応じて<表1>のようになります（会計制度委員会報告第4号「外貨建取引等の会計処理に関する実務指針」（以下、外貨実務指針）第12項～第17項）。

▶表1 保有目的に応じた外貨建有価証券の換算方法と処理方法

保有目的	換算方法	処理方法
売買目的有価証券	期末換算 外貨による時価×決算時の直物為替相場	期末換算前簿価との差額 有価証券運用損益として処理
満期保有目的の債券	期末換算 外貨での取得価額×決算時の直物為替相場	期末換算前簿価との差額 為替差損益として処理
	償却原価法 当期償却額の換算 外貨建ての当期償却額×期中平均相場	当期償却額 利息勘定の調整として処理
	期末換算 外貨建ての償却原価法に基づいて算定された価額*1×決算時の直物為替相場	期末換算前簿価との差額 為替差損益として処理
子会社株式および関連会社株式	期末換算 取得時の為替相場による円換算額	-
その他有価証券	原則 期末換算（時価のあるもの） 外貨による時価×決算時の直物為替相場	期末換算前簿価との差額 評価差額として処理
	期末換算（時価のないもの） 外貨による取得原価または償却原価*2×決算時の直物為替相場	期末換算前簿価との差額 評価差額として処理
	可能な方法 期末換算（外貨建債券）*3 外貨による時価×決算時の直物為替相場	時価変動に係る差額*4 評価差額として処理 その他の差額 為替差損益として処理

*1（外貨建取得原価+外貨建ての償却累計額）となる（外貨実務指針第13項）。

*2（外貨建取得原価+外貨建ての償却累計額）となる。なお、期中における償却原価法による当期償却額は、満期保有目的債券と同様に、期中平均相場により円換算し、利息の調整項目として処理する（外貨実務指針第15項）。

*3 その他有価証券に属する外貨建債券については、外国通貨による時価を決算時の為替相場で換算した金額のうち、外国通貨による時価の変動に係る換算差額を評価差額とし、それ以外の換算差額については為替差損益として処理することができる（「外貨建取引等会計処理基準注解」（注10）、外貨実務指針16項）。

*4（外貨ベースの評価差額×決算時の直物為替相場）となる。

▶表2 時価の有無に応じた評価額切下げの判断基準

	時価または実質価額	認識・測定方法	判断基準
時価のある外貨建有価証券	外貨建ての時価	外貨建ての時価と外貨建ての取得価額とを比較*1	時価が著しく下落し、かつ回復する見込みがない場合*2
時価のない外貨建株式	外貨建ての1株当たり純資産*3	外貨建ての実質価額と外貨建ての1株当たりの取得原価とを比較	実質価額が取得原価に比べて50%程度以上低下したとき

- *1 外貨建の他の有価証券のうち債券について、時価の著しい下落は生じていなくても、円相場の著しい上昇により、円換算後の金額が著しく下落する場合には、外貨建ての時価を決算時の為替相場により円換算し、この場合に生じる換算差額を当期の損失として処理する（外貨実務指針19項なお書き）。
- *2 時価が「著しく下落した」場合は、必ずしも数値化できるものではないため、企業会計基準第10号「金融商品に関する会計基準」等に従い、状況に応じて慎重に判断する必要がある（会計制度委員会報告第14号「金融商品会計に関する実務指針」第91項）。
- *3 外貨建ての実質価額の算定に当たり、資産等の時価評価のための資料が合理的に入手できる場合には、当該資産等の時価評価に基づく評価差額等を加味して外貨建ての実質価額を算定する。

▶表3 評価額切下げ後の換算方法と換算差額の処理方法

	換算方法	換算差額の処理方法
時価のある外貨建有価証券	外貨建ての時価×決算時の直物為替相場	当期の有価証券の評価損として処理
時価のない外貨建株式	外貨建ての実質価額×決算時の直物為替相場*	当期の有価証券の評価損として処理

- * 著しい物価変動等を起因とした為替相場の変動の著しい状況において、実質価額の著しい低下により評価額の引下げが求められる時価のない外貨建有価証券については、再評価（インフレ会計適用により実質的に再評価している場合を含む）後の外国通貨による実質価額を決算時の為替相場により円換算した額を付すことができる。

▶表4 保有目的等に応じた外貨建保有転換社債型新株予約権付社債および外貨建保有転換社債の換算方法と処理方法

保有目的	換算方法	処理方法
売買目的有価証券	期末換算 外貨による時価×決算時の直物為替相場	期末換算前簿価との差額 有価証券運用損益として処理
その他有価証券	期末換算（時価あり） 外貨による時価×決算時の直物為替相場	期末換算前簿価との差額 評価差額として処理
	期末換算（時価なし） 外貨による取得原価または償却原価×決算時の直物為替相場	期末換算前簿価との差額 評価差額として処理
子会社または関連会社により発行されたもの	期末換算 外貨による取得価額×取得時の為替相場	—
	期末換算（転換請求の可能性がないと認められるもの*） 外貨による取得価額×決算時の直物為替相場	期末換算前簿価との差額 為替差損益として処理

- * 転換請求の可能性がないと認められる場合は、外貨ベースで、当該転換社債の転換価格が転換の対象となる株式の相場を大きく上回り、転換請求期間満了前に相場の相当な変動（過去の変動額に基づき現在の株価、為替相場およびその他の要因を考慮して予測したもの）があっても、これを逆転するとは考えられない状況をいう（外貨実務指針22項）。

Ⅲ 評価損の換算方法と処理

1. 著しい下落または低下の判断

外貨建有価証券（売買目的有価証券以外で保有しているもの）について、時価の著しい下落または実質価額の著しい低下の事実が生じている場合には、評価額の引下げが必要となります（外貨実務指針第18項、第19項）。引下げの必要性認識・測定と判断は、時価の有無に応じて<表2>のようになります。

2. 評価額の引下げ

評価額の引下げが必要と判断された場合、引下げ後の外貨建有価証券の換算方法と換算差額の処理方法は<表3>の通りです（外貨実務指針第18項、第19項）。

Ⅳ 外貨建保有転換社債型新株予約権付社債および外貨建保有転換社債の決算時の会計処理

外貨建保有転換社債型新株予約権付社債および外貨建保有転換社債の決算時の円換算は、保有目的等に応じて<表4>のように行います（外貨実務指針第19-9項、第21項）。なお、子会社または関連会社により発

行されたものは、転換請求の可能性に応じて処理が異なります。

Ⅴ 外貨建保有新株予約権の決算時の会計処理

外貨建保有新株予約権は、保有目的区分に応じて売買目的有価証券またはその他有価証券として会計処理するとされており、時価評価されるため、決算時の為替相場により換算されます（外貨実務指針第19-5項）。

Ⅵ おわりに

近年、為替相場が大きく変動しており、外貨建有価証券等の換算が財務諸表に重要な影響を及ぼしている場合があります。外貨建有価証券等の換算および処理方法は、保有目的や種類等により異なりますので、決算を前にあらためて確認することをお勧めします。

▶ 企業会計ナビURL
www.shinnihon.or.jp/corporate-accounting

